

埼玉県川越児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
----	-------

①第三者評価機関名

一般社団法人Riccolab.

②施設名等

名称：埼玉県川越児童相談所

施設長氏名：

③評価日程

利用者調査：8月下旬から9月中旬

自己評価：8月下旬から9月中旬

訪問調査：2025年10月21日

④総評

【良い点】

○「風通しのよい職場風土が構築される中、職員の心身のストレス解消や心理的安全性の保障に努めている」
職員が安心して働くことができる環境作りに努めており、立場を超えて意見を伝え合える風通しのよい職場風土が醸成されている他、年次有給休暇や育児休暇の取得奨励、ノー残業デーの実施等により、職員一人ひとりの心身のストレス軽減につながるよう取り組んでいる。業務が集中する場面では職員相互に協力し、フォローしあえる関係性も構築されていることも、職員の心理的安全性の保障につながっている。

【良い点】

○「職員のOJTとして、援助方針会議に全員出席を義務付けている他、困難事例を選び、チーム毎にケース検討会を随時行うなど、職員としての専門性が向上するしくみを構築している」
援助方針会議においては、担当職員が方針を策定する段階で担当チームで検討し、チームSVがチェックを入れることになっている。会議で方針を説明すると他の職員や管理職が意見や講評を述べるしくみが確立されており、これが職員のOJTとなっている。このほか日常的に困難ケース等を選び、担当チームと管理職が集まり、ケース検討会を随時開催して、終了後は議事録を取るようになっている。

【更なる改善点】

●「人員不足の状況が慢性化しているため、必要な人員体制の構築に努めることが急務である」
一つひとつの相談・通告の対応等に丁寧に取り組む一方で、児童福祉司や児童心理司の採用・配置が十分進まず、結果として想定している人員配置よりも20名程少ない職員体制で業務遂行する状態が続いている。一時保護所が併設されていないため、子どもの面接のために時間がかかる等、負担が大きいことや、SVの配置が少ないことが職員育成や迅速な検討等に支障が出ている他、休日・夜間対応の負担増にもつながっている。引き続き、必要な人員体制の構築に努めていくことが急務である。

【更なる改善点】

●「市町村の支援力向上のために、合同研修や援助方針会議への相互出席等の取り組みをするなどで、さらなる連携強化を図っていくことに期待したい」
市町村とは、要対協への参加、定期的に連絡会を実施、市町村新任児童相談担当職員等研修会、個別ケースでの同行訪問・面会等で日常的に連携している。管轄地域が14市町村と広域で児童相談所職員体制の課題もあり、きめ細かな支援に限界があるのが現状で、そのため市町村の支援力向上のための連携強化が課題となっている。児童相談所・市町村の合同研修の実施や援助方針会議への相互出席等で、さらなる連携強化が図れる取り組みに期待したい。

実施状況

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s：他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（65項目）

評価項目（4項目）Ⅰ 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか		a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている		○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている		○
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している		○
【コメント】		
子どもの年齢や特性等を考慮して、職員による説明がわかりやすいように口頭のみでなく、必要に応じて絵や写真を用いる等で、十分な理解が進むように努めている。情報量が多いときは、ポイントを簡潔に伝えたり、資料を示しながら説明する等、工夫している。		

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	b
[No. 4] 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5] 児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	△
[No. 6] 子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	△
[No. 7] 子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】 子どもの権利のうち、例えば一時保護時の司法審査等、理解しづらい内容について、司法審査ワーキングチームで作成した資料をラミネートして持ち出しができるようにするなどの活用方法で説明する等、配慮している。なお、面接時にアドボカシーについて説明する時間が十分にとれない場合があることを課題と認識しているため、今後、確保していくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 8] 子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9] 援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10] 援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
[No. 11] 子どもから聴取した意向や意見を記録している	○
[No. 12] 児童相談所の職員以外の第三者が子どもの意見を聴く仕組みがある	○
【コメント】 援助方針会議を開催する前に、必ず子どもの確認するとともに、会議録の所定欄に子どもの意見を記録するしくみがあり、記入漏れがないかチェックし確実に記録に残るようにしている。これにより、子どもの意見を勘案した援助方針の決定となるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 13] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 14] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 15] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 16] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	△
【コメント】 一時保護の期間中も面談等を通して子どもの意向を把握しつつ、適宜、きょうだい交流や親子交流の機会を用意している。なお、子どもの意向を尊重する形で援助方針を決定しているため、これまでに児童相談所の方針との不一致による児童福祉審議会への意見聴取は行われていない。	

評価項目（7項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	b
[No. 17] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 18] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	×
[No. 19] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 20] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	△
【コメント】 人員体制について、国が示す児童福祉司の配置基準よりも11名少ない設定となっている他、児童心理司についても今年度、9名不足する等、全体で20名程職員数が少ないなかで運営している状況は改善が急務である。一時保護所が併設されていないことによる業務負担も考慮し、さらなる人員増に取り組むことが望まれる。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 21] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 22] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 23] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 24] 職員間での情報共有が図られている	○
【コメント】 虐待ケースについては必ず複数の職員で対応したり、地区ごとに区分された組織体制のもと、それぞれSVを配置して介入から支援まで一貫して遂行できるようにし、職員相互に情報共有しながら日々の業務を遂行している。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	a
[No. 25] 適正な就業状況が確保されている	○
[No. 26] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No. 27] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	○
【コメント】 数年前に所長が着任して以降、職員の心理的安全性の保障に努めており、気軽に相談しやすい風通しのよい職場風土が醸成されている他、毎週水曜日のノー残業デー実施や、毎月19日を「育児の日&ワークライフバランスデー」として定時退庁を促す等、職員に蓄積される心身のストレス軽減に向けた具体的な対策を講じている。	

○職員の資質向上・業務改善	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	b
[No. 28]業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 29]業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	△
[No. 30]設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】 業務改善のうち、IT化の促進やペーパーレス化等、事務的業務の負担軽減に取り組む他、各部署で日頃から意見交換しながら相互に提案しつつ、円滑な運営を目指している。一方で、例えば、職員用の意見箱等、職員の気づきを積極的に把握するしくみが導入されていないため、今後、有効な方法を検討・実施していくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	b
[No. 31]児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 32]ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 33]職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	△
[No. 34]児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	△
【コメント】 能力向上の成果を確認するしくみとして、受講した研修について復命書の提出を求め、学びの状況を把握している。一方、新任職員についてはブラザーシスター制のもとで先輩職員のOJTを受けたり、SVによる助言・指導が行われているが、着実に業務を習得したか等を評価するしくみは導入されていないため、今後、整備することが期待される。	

○情報管理に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	a
[No. 35]情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 36]個人情報の保護・管理が適切に行われている	○
【コメント】 子どもや保護者の個人情報の外部への漏洩を防止するために、データ情報についてはセキュリティ対策を強化し外部からの侵入を防いでいる。また、書類については発送・手交時に必ず複数の職員でチェックして確認印を押す等、管理方法を厳重にして取り扱っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	a
[No. 37] 児童記録票の作成型態や管理方法は適切である	○
[No. 38] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
[No. 39] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	△
[No. 40] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】 決裁が必要な情報については事務処理要領等で具体的に定めており、各所で適切な形で情報の管理となるように取り組んでいる。なお、日々の相談・通告受付の記録については膨大な量になるため、管理職が押印する決裁のしくみは導入されていない。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

	第三者 評価結果
【評価項目12】 相談・通告の受付体制が確保されているか	b
[No. 41] 適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 42] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	△
【コメント】 相談室が1階と2階にある構造でエレベーターの設置がない一方、1階に相談室が多くあるため、車いすを利用する相談者に対応できる状況となっている。日本語以外での対応については、翻訳タブレットを用意して行う一方、予め想定される説明や質問文等を用意して臨む等、よりスムーズに進められる準備をしていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 43] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 44] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 45] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】 受付票のフォーマットに基づく形で相談・通告があった際に情報を記録することで、必要な情報をもれなく入手できるように整えている。適宜、子どもの所属機関等へも調査を行い情報を収集し、確認不足が生じないように努めている。	

○受理	第三者 評価結果
【評価項目14】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 46] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 47] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 48] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 49] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 50] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】 緊急受理会議の開催場所は所長の席のすぐ隣にあるテーブルとし、職員が集まり実施するとともに、安全確保や情報収集の状況を迅速に把握し、職員間で共有しながら適切な判断ができるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 51] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】 受理したケースの内容毎に必要な手続きや手順が事務処理要領で予め明確になっている。相談・通告が夜間や休日にあった場合に役職者が迅速に判断できる体制を構築し運営している。	

○子どもの安全確認・安全確保	第三者 評価結果
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No. 52] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 53] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 54] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 55] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 56] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 57] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】 子どもの安全確認・安全確保については、必要に応じて業務委託業者とも連携しながら48時間以内の確認を目指して取り組んでいる。S Vが中心となり初期対応の管理をし、適宜、家庭訪問やあらゆる情報の収集に努めながら進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	a
[No. 58] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
【コメント】 一時保護所が併設されていないことから、一時保護する場合に県内の3か所の一時保護所、あるいは、施設・里親に一時保護委託する形で取り組んでいる。そのため、移送に時間がかかるケースも生じているが、一時保護の判断は子どもの安全を最優先し適切に行うように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目18】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No. 59] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
【コメント】 通告受理から初期調査に至るまでの一連の流れに沿う形で、調査結果が記録に残るしくみが整備されており、適宜、実施するとともに、職員間で共有しやすく、かつ、情報漏えいが生じない形で保管している。	

○調査・アセスメント	第三者 評価結果
【評価項目19】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 60] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 61] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】 子どもと保護者等の関係については、ジェノグラムの作成等で整理し把握している他、職員が複数体制で調査を進める等により、アセスメントに必要な情報を入手できるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントが適切に行われているか	b
[No. 62] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 63] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 64] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 65] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	△
[No. 66] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】 多様な専門職によるアセスメント手法が確立されており、所定のアセスメントシートに基づく形で記録に残し職員間で共有している。一方で、市町村研修等の機会にアセスメントシートの説明等を行っているが、市町村の見立てと相違が生じる状況がうかがえるため、引き続き、共有する取り組みの強化が望まれる。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 67] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	△
[No. 68] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 69] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 70] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】 特定妊婦については主に市町村が担うなど、役割分担を明確にして取り組んでいる。また、転居先等が不明な子どもについては、適宜、全国児童相談所長会作成のCA情報を活用する等で、情報把握に取り組んでいる。	

○援助方針の策定	第三者 評価結果
【評価項目22】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 71] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 72] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 73] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 74] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
援助方針会議は、県が導入しているグループウェアを使い、オンラインで毎週木曜日午前中に行っている。会議への参加は基本的に全職員参加で、毎回8割以上の参加率となっている。保健所と兼務の保健師が2名配置されているが、隔週交代に参加している。会議で検討される事例については担当チーム内で協議され報告されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	a
[No. 75] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 76] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 77] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 78] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 79] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 80] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 81] 子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
援助方針は、一時保護所や管轄市町の意見を反映して策定されている。市町によって家庭に対する理解等に差があるので、意見の出し方に違いがあるが、柔軟に対応するようにしている。ケースの状況により福祉事務所や家庭裁判所への送致も行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 82] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 83] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 84] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 85] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】 援助方針については、担当児童福祉司が担当児童心理司に相談しながら作成するが、それを地区チームのSVがチェックし、援助方針会議に上げていく流れとなっている。新任児童福祉司は定めるべき事項や必要な視点をこの過程で学べるようになっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	a
[No. 86] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 88] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 90] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】 委託や送致の決定前に、市町と電話連絡を行って打診することになっている。その後、説明や協議を行い、合意をとることとなるが、市町によって協力姿勢に温度差がある。現在は、そういった市町との協働関係を整えていっているところである。	

○在宅指導	第三者 評価結果
【評価項目26】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	b
[No. 91] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 92] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	△
[No. 93] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	△
【コメント】 在宅指導中の子どもに対する支援は、虐待ケースであれば、児童福祉司指導をかけて、安全プランに則った計画が組み立てられている。現在、課題となっている市町その他の関係機関との協働体制を整え、指導計画が立てられていくことを期待したい。	

○進行管理・援助方針等の見直し	第三者 評価結果
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 94]組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 95]養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
【コメント】 虐待ケースはリスクを分析し、注意を払って頻繁に把握・判定されている。年間3回のアセスメントが行われ、援助方針の見直しを行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No. 96]一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	△
【コメント】 学校や子ども家庭センターへの連絡や情報共有を行って連携を取るようにしている。なお、高齢の子どもの場合、そういった連絡や情報共有が難しくなる場合があることが課題となっている。	

○管轄する児童相談所の変更	第三者 評価結果
【評価項目29】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 97]居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 98]「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】 児童相談所間で「移管」や「情報提供」をするケースは年間12件ほどある。子どもの福祉を優先し、適切に判断をして行われている。	

	第三者 評価結果
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 99] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 100] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 101] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 102] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】 情報提供または移管するケースについて、相手先の児童相談所と事前に協議を行い調整を行っている。近県であれば対面の引継ぎを行い、遠方の場合はオンライン等を使って綿密に行うことになっている。転居が確認されてから1か月以内にケース移管を行い、移管完了後も、移管先の支援体制が安定するまでの間、状況確認等を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 103] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 104] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 105] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	△
[No. 106] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○
【コメント】 「情報提供」や「ケース移管」があった場合、随時、管理職等9名程度で緊急受理会議を開催する。移管手続き完了後すぐに家庭状況等のアセスメントを行っている。アセスメントに基づき援助方針の見直しが行われるが、状況により1か月を超える場合もある。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目32】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	b
[No. 107] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 108] 措置先の選定は適切に行われている	△
[No. 109] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】 子どもの援助方針が決定しても児童養護施設等の空きがなく、一時保護が長期化していることがある。児童自立支援施設や児童心理治療施設では、県外の施設への割愛で措置している場合もあるが、高校受験をどのようにさせるか等の課題となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目33】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 110] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 111] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 112] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】	
里親委託の場合、児童相談所が自立支援計画を策定し、里親と十分に協議して養育を開始するようにしている。開始前に里親応援会議を行い、関係者が集まって今後の連携のために顔合わせを行うことになっている。施設入所の場合は、措置が決定すれば、児童相談所援助指針を施設に渡し、協議をすることになっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 113] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 114] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	△
【コメント】	
里親委託の場合、慣らし体験等を行い、子どもの状況を見て、措置が開始されるようになっている。施設入所の場合は、見学に行ったり、施設職員に訪問してもらいながら、子どもが納得して施設に入所できるように配慮している。	

○社会的養護時における援助

	第三者 評価結果
【評価項目35】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	b
[No. 115] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	△
[No. 116] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	△
[No. 117] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
委託を受けた里親に対してサロンへの参加を促すことや研修会で学ぶことを推進している。里親委託が始まった場合、週1回以上は家庭訪問を行い、慣れてくればその間隔を広げていくようにしている。施設に入所した子どもについては、入所当初は頻繁に面会や連絡により、状況を把握するようにしている。子どもの生活が安定してくれば、間隔は伸びていき、最終的には1年に1回程度の面会になり、施設に任せた養育となっていく。しかし、事故等が生じれば、頻繁に面接に行くことになっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目36】 援助方針の見直しが適切に行われているか	b
[No. 118] 定期的に援助方針の見直しを行っている	△
[No. 119] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	△
【コメント】 在宅指導の場合は、年3回は再アセスメントを行い、援助方針の見直しを行っているが、里親委託や施設入所の場合は、措置開始時に策定される援助方針はあるが、その後の見直しについては、事故等がない限り行われてはいない。児童相談所の援助方針（指針）と施設・里親の自立支援計画は、本来、対をなすものであるので、年3回の再アセスメントが必要となり、援助方針が見直され、里親には見直された自立支援計画、施設には見直された援助指針が渡されることが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	b
[No. 120] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	△
[No. 121] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	△
【コメント】 現在、自立支援計画は、施設において年2回策定されている。その際、児童相談所の意見等も聴取して策定している。しかし、施設の自立支援計画は、児童相談所の援助指針と連動し、連携して社会的に子どもの養育が行われるしくみになっている。施設においてより良い養育が行われるように、自立支援計画策定の際には児童相談所も参加した協議が行われることを期待したい。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 122] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 123] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 124] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 125] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】 接見禁止命令を発出したケースはないが、必要な場合は適切な判断や手続きの基で行うことになっている。面会・通信制限は、子どもの状況を鑑みて必要最低限に行うようにしているが、トラブルとなったケースはない。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No. 126] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 128] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
年間30件程度、児童相談所が介入しなければならないケースがあるが、迅速に対応している。暴力事案などで加害となった子どもには状況により一時保護を行っている。被措置児童等虐待が発生した場合は、規定通りに対応することになっている。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長	第三者 評価結果
【評価項目40】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 129] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 130] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】	
子どもが一時帰宅する場合には、子どもや保護者の意向だけで判断するのではなく、事前に家庭環境等の確認を行い、アセスメントシートを使って、リスク等の検討を行い、所内において判断した上で実施するようにしている。一時帰宅先が他自治体の場合には、管轄の児童相談所と必要な協議や情報共有を行って実施するようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目41】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 131] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 132] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 133] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 134] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】	
措置の解除等については、子どもや里親、施設等の意見を十分に聴いた後、児童相談所内でチームで検討して、援助方針会議において決定して行っている。解除後ではなく、施設入所中から要対協や市町の関係機関等との情報共有を行って調整を図るようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 135] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 136] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】 措置の解除後に必要となる支援や関係機関との役割分担については、解除前に十分に検討され、援助方針会議で決定されている。ケースによっては、生活が安定するまで児童福祉司指導を行いながら、子どもと家族の援助を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 137] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 138] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
[No. 139] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】 虐待の再発リスクは、アセスメントシートを基に十分検討され、子どもの安全を確保するようにしている。月1回は担当児童福祉司が家庭訪問で行い、面接して安全確認を行っている。虐待のリスクが高い場合には、解除せずに施設の在所期間の延長も考えることになっている。	

○児童自立生活援助等	第三者 評価結果
【評価項目44】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 140] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 141] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 142] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】 令和6年度より児童自立生活援助事業が自立援助ホームだけではなく、児童養護施設や里親でも実施できるようになったので、当児童相談所においても必要な子どもについては情報提供等を行い実施するようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っているか	a
[No. 143] 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 児童自立生活援助事業を利用することを希望する子どもには、事業の内容を丁寧に説明をし、意向を確認した上で、所内で検討して、必要な支援が受けられるようにしている。	

評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目46】 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 144] 家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 145] 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 146] 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 147] 里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】 家庭養護を推進するために、里親担当課長、里親支援専門員、里親委託調整員、里親強化推進員を配置している。なお、里親担当児童福祉司がいないので配置が望まれる。里親支援には、フォスティング機関と昨年度は連絡会を毎月開催するなど、連携して取り組んでいる。登録里親数増のために、里親入門講座、出前講座の取り組みをしている。登録里親数は微増が続いている。里親の専門性の向上のために、委託直後研修、思春期サロン、里親支援専門員との意見交換を実施している。里親の登録・認定の判断、名簿管理等も適切に行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目47】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 148] 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】 里親希望者には、里親委託調整委員、里親委託強化推進員の2名体制で、里親制度及び社会的養護についてと里親登録までの手続きについて丁寧に説明している。里親希望者が研修受講後に、家庭状況、環境、養育姿勢等を訪問調査し、所としての適否については、里親委託会議で検討している。登録後、未委託への里親には、「しっかりサポート」を案内し、委託里親宅の見学訪問を実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 149] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 150] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 151] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 152] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】 養子縁組希望者には、地区担当児童福祉司が里親の事情でなく養育環境、養育姿勢等を確認し、子どもの最善の利益のためにと説明している。養子縁組を行うために、子どもの意思確認と実親に十分説明し同意を得て進めている。養子縁組の申立ての承認は、診断会議で検討している。申立ての際は、必要となる手続の説明と書類の用意をするなどで支援をしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 153] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 養子縁組成立後は、少なくとも6か月は継続指導で訪問等で様子を確認している。また、里親から希望があれば半年過ぎても継続し支援している。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	b
[No. 154] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	△
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○
【コメント】 民間あっせん機関とは、日頃からの連携を図ることは難しいのが現状である。但し、養育者から同居児童の届け出の提出があった際は、受理し担当児童福祉司を決めて訪問調査で養育状況等を確認し、必要な支援をしている。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目51】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 156] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】 保護者との面接では、共感、傾聴をベースに話しやすい雰囲気作りに心がけ、信頼関係の構築を図っている。面接ではホワイトボードや紙等に図、絵等で視覚化し、気づきができるように働きかけている。スリーカラムやサインズを用いて面接することもある。経験年数の浅い職員の面接には、ベテラン職員が同席している。専門的な技能によるインテークや面接をするために、面接技法等の所内研修をしている。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目52】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 157] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 158] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 159] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 160] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】 保護者への説明は口頭だけでなく、ホワイトボードや紙等を使って、面接内容をわかりやすいように工夫し、丁寧に対応している。説明した内容はプリントアウトして保護者に渡している。援助過程や援助方針決定前等に、保護者からの意向や意見を聴いて対応している。	

	第三者 評価結果
【評価項目53】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 161] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 162] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 在宅指導や一時保護及び入所措置等の必要な場面において、保護者の理解・同意を得られるよう丁寧な説明に努めている。保護者の意向と児童相談所の方針が一致しないケースは、児童福祉審議会の意見聴取を行っている。	

○保護者に対する指導・支援	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 163] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 164] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】 在宅指導は、通所や家庭訪問等での支援を計画的に実施している。状況の変化等で方針の見直しをする際は、援助方針会議で検討している。保護者が指導や勧告に従わないケースは、子どもの安全や養育状況を確認し、一時保護等の必要な措置を講じている。	

	第三者 評価結果
【評価項目55】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 165] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 166] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】 親子の再構築に向けて、地区担当児童福祉司が家庭支援評価シートを使い、個別プランを作成している。親子再統合で見直しが必要になった際は、家庭支援評価シートでアセスメントをし、個別プランを変更し支援をしている。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目56】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 167] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 168] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】 14市町村を担当し、日頃から意見交換をし丁寧に対応している。役割分担や連携方法については、連絡会や研修等で説明し周知を図っているが、市町村によって認識に差異があるのが現状である。市には担当の児童福祉司を配置しているが、町村までには人員の関係上、配置ができず課題となっている。警察・医療機関・家庭裁判所、その他関係機関とは、定期的に連絡会を開催し、協議の場を設けて役割分担や連携方法等を確認している。	

	第三者 評価結果
【評価項目57】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	b
[No. 169] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 170] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	△
【コメント】 市町村との連絡会等や要対協の会議への参加等で、役割分担や連携等の協議をしている。市町村との相互理解を深める機会、市町村新任児童相談担当職員等研修会を年2回開催している。児童相談所職員との合同研修や援助方針会議への相互出席等で、相互交流の機会を増やし、相互理解を深め支援力向上が図れる取り組みに期待したい。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	第三者 評価結果
【評価項目58】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 171] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 172] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】 市町村からの事案送致の相談・依頼については、迅速かつ適切に対応している。市町村からの相談には、ケースの状況を聞いて、ケースに合わせた助言等をしている。また、市町村とは、地区担当児童福祉司が日常的に連絡を取り合い情報交換しているが、緊急時で対応できない際は、他地区担当児童福祉司がフォローしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 173] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 174] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 175] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 176] 子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】 市町村が行う相談対応・調査・指導については、管内市町村児童虐待対応担当者会議や要対協の会議等で、情報交換をし必要に応じて助言等をしている。また、管内市町村新任児童相談担当職員等研修会を実施し、児童虐待等への相談、対応方法について教授している。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援	第三者 評価結果
【評価項目60】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No. 177] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 178] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 179] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
【コメント】 要対協は、地域のネットワークの構築と迅速な対応等の支援力の向上のためにあり、児童相談所はその目標のための中核となる役割を認識し助言、指導をしている。管内の要対協実務者会議には、地区担当課長と地区担当児童福祉司が出席し、調整機関としての役割を果たせるよう必要な助言・指導等をしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目61】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 180] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 181] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】 市町村職員への研修は、新任児童担当職員等研修会を1回目は講義で、2回目は児童相談所援助方針会議をオンラインで傍聴している。また、市町村職員と里親増を目指す取り組みとして、里親委託推進委員会を実施し、意見交換をしている。	

○都道府県児童福祉審議会との連携	第三者 評価結果
【評価項目62】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	a
[No. 182] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 183] 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	○
[No. 184] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
【コメント】 子どもに児童福祉審議会意見聴取部会に、意見が言えることを説明している。児童福祉法第28条ケースや親権停止等の該当するケースは、全て報告し意見を聴取している。子どもや保護者等には、児童福祉審議会に意見聴取することと、その内容を説明し伝えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	a
[No. 185] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
【コメント】 児童福祉審議会に対して報告が必要なケースは明確になっている。該当するケースについては、児童福祉審議会に全て報告を行っている。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目64】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	b
[No. 186] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 187] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	△
[No. 188] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 189] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】 ひきこもり等の状態にある子どものケースは、虐待が疑われ安全確認などができない場合に児童相談所が関わることもあるが、市町村の教育相談機関等で相談を受けて対応することがほとんどである。療育手帳の判定事務等は、適切に実施している。障害児支援は、一時保護先が少なく対応に苦慮している。	